

筑波大学ゆりのき保育所

平成29年度

入所のしおり



ゆりのき保育所

国立大学法人 筑波大学
ライクアカデミー株式会社

1 ゆりのき保育所について

(1) 理念

「国立大学法人筑波大学ゆりのき保育所」は筑波大学の環境と特色を十分に生かしながら、児童憲章に示されている「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は良い環境の中で育てられる」という理念を日常の保育において実践し児童の福祉の向上に資するとともに、男女職員の子育て環境の支援を行うことにより就業環境の一層の向上に努め優秀な教職員を確保するとともに男女共同参画社会実現に資するため法人として取組むことを目指します。

(2) 名前の由来

保育所の近くには病院入口から大学中央へ続く学内道路、通称「ゆりのき通り」が南北に走っています。この「百合の樹」は生育が早く20m以上の高さにもなる木で5～6月の季節にはチューリップのような可憐な花を咲かせることから、英名では「チューリップツリー」と呼ばれています。「ゆりのき保育所」には、この木のように子ども達の健やかな成長と可憐な花のような優しい気持ちを育ててほしいとの願いが込められています。

(3) 保育方針

- 健康な身体、感動する心、安定した情緒を育てます。
 - ・おいしく食べて、いっぱい遊び、ぐっすり眠る。
 - ・自分らしくのびのびと過ごせる心の安らぐ環境を整えます。
- 自主性・主体性を育てます。
 - 子供の持つ可能性は無限大。
 - 「やらせる」のではなく「やってみたくなる」環境作り。
 - 自由に遊びを創造・発展させながら、考える力、創る喜びを育てます。
- 個性を大切にします。
 - 一人ひとりの子どもの心に寄り添い「自分らしさ」を発揮できるように援助します。
- 「思いやり」の気持ちを育てます。
 - ・思いやりは思いやりを受けとめる事で育ちます。
 - ・保育者が一人ひとりを受けとめ、思いやりを持って接します。
- 自然と触れあい、体験を重視します。
 - ・毎日のいろいろな体験は子どもの成長の糧です。
 - ・近隣の環境を生かし、自然や物に対する興味を育てます。
- 心の安らぐ暖かい場所を作ります。
 - ・明るく安らぎのある園作りを心掛けます。
 - ・家庭とコミュニケーションをとり、協力して子どもの成長を見守ります。
- 保護者や大学の皆様と共に子どもの成長を見守ります。

(4) 概要

- 名 称 筑波大学 ゆりのき保育所
- 所 在 地 茨城県 つくば市 天久保 2丁目 1-1
- T E L 029 (855) 7120
- F A X 029 (855) 7120

- E-mail: yurinoki-room@nifty.com
- URL: http://diversity.tsukuba.ac.jp/?page_id=1832
- 開 所 平成18年12月1日
- 職員構成 所長・主任・保育士・看護師・事務職員
- 施設概要 鉄筋コンクリート造2階建の1階 延べ床面積 約 880㎡
屋外遊技場 約 601㎡

○ 保 育 日

365日保育

- ① 月極め保育の最大利用可能日数は月25日まで。(連続利用は6日まで。)
- ② 休暇等で保育できる者がいる日は、基本的には家庭保育をお願いしております。やむを得ず預ける場合は、短時間(例:9:00~16:00)の利用となります。ただし、お子様が体調不良のため薬を服用中の場合にはご家庭での保育をお願いいたします。
- ③ 土日祝日は仕事・研修以外でのお預かりはいたしません。(どうしてもの場合は保育所にご相談ください。)

○ 保 育 時 間

- 開 所 時 間 7:00~22:00 (15時間)
- 基 本 保 育 7:30~21:30までの各10時間
- 早 朝 保 育 基本保育に定めた始期より早く保育をする時間
- 延 長 保 育 基本保育に定めた終期を超えて保育をする時間

○ 利 用 対 象 者

本学の職員(本法人の役員及び本法人と雇用関係のある者)で、利用者の勤務又は疾病等の事由により監護すべき乳幼児の保育に欠けることが明らかであり、かつ原則として、公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、当該乳幼児が接種可能である予防接種を全て受けている者。

※新規でお申込みの方は、入所が内定した場合、保育所における面談を経て、正式な入所承諾となります。

注 意 事 項

- ①公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿った予防接種について、お子様が接種可能である予防接種を接種されず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただき退所いただくこととなります。
- ②利用開始後、入所しているお子様以外のお子様の産前・産後休業を取得した場合、その産前産後休業期間は継続して利用することが可能です。その後、入所しているお子様以外のお子様の育児休業を開始した場合は、開始日の属する月の月末をもって退所いただくこととなります。
- ③申込者の配偶者が求職中で入所承諾となった場合、入所後速やかに「勤務証明書」を大学にご提出ください。

※概ね入所後2か月程度で就職状況を確認させていただき予定です。

○ **保育対象** 本学職員の生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児。

○ **保育人数**

乳児又は幼児の年齢区分	月極め保育定員	一時保育定員
0歳児	21人	20人
1歳児	27人	
2歳児	27人	
3歳児以上	35人	

※月極め保育定員数に空きがある場合のみ、一時保育20人まで利用可能。

○ **運営形態** 保育業務は、次の保育業者に委託しています。

ライクアカデミー株式会社

東京都品川区西五反田1-1-8 NMF 五反田駅前ビル7階

TEL: 03-6431-9966 FAX: 03-6431-9974

URL: <https://www.like-kn.co.jp/academy/>

担当) 本社運営部

○ **その他**

ゆりのき保育所は、教育及び医学関係の学生の実習等で利用される場合があります。

2 1日の流れ<例示>

時間	0歳児	0歳児～1歳児	2歳児	3歳児以上
7:00				
7:30	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび
9:30	ミルク 睡眠 あそび * 保育者と一緒に安心して遊びます。一人ひとりの発達に合わせ生活リズムを整えていくようにします。	おやつ あそび * だんだん歩行が安定してきて活動範囲も広がります。体をたくさん動かしたり、友だちとの関わりが少しずつ増えていっていきます。	おやつ あそび	おやつ あそび * 今日は何をしようかな？ 考え工夫しながら遊びをひろげていきます。
10:00	ミルク			
11:30	睡眠	食事	食事	食事
12:30		お昼寝	お昼寝	お昼寝
	ミルク			
15:00	あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび
16:00	夕方のあそび ミルク 順次降所	夕方のあそび 順次降所	夕方のあそび 順次降所	夕方のあそび 順次降所
19:00	ミルク	夕食	夕食	夕食
21:30	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了
22:00				

3 年間行事予定<例示>

4月	進級式・保護者懇談会	10月	運動会
5月	春の遠足・子どもの日	10月	秋の遠足・個人面談
6月	保育参観	12月	クリスマス会
7月	七夕・夏祭り・プール開き	1月	お正月遊び
8月	プール遊び	2月	節分
9月	防災訓練	3月	ひな祭り・お別れ会・卒所式

※毎月、誕生会・避難訓練を実施します。

その他、健康診断（年2回）・歯科検診（年1回）・身体測定を実施します。

4 保育料金等

(1) 保育料

月極め保育

○入所料 15,000円

※ご兄弟で同時に利用する場合の2人目以降の入所料は半額となります。

○保育料（月23日まで）

乳児又は幼児の年齢区分	保育料の月額
2歳以下	45,000円
3歳	30,500円
4歳以上	24,500円

① ご兄弟で同時に利用する場合、上のお子様（一番下のお子様以外）の保育料が半額となります。

② 利用予定時間より早い時間からの利用早朝料金）または10時間を超えての利用（延長料金）：30分当たり400円

※早朝料金または延長料金については、10分を超えた時点で400円の料金が発生いたしますのでご注意ください。

○月に23日を超え24日または25日利用する場合の保育料

月に23日を超え、24日または25日利用する場合、24日目以降の保育料は以下のとおりとなります。

①基本保育時間の半分（5時間）以下の利用：1時間当たり800円

②基本保育時間（5時間を超えて10時間以内）の利用：1日当たり4,800円

○光熱水料 月額児童1人当たり2,000円

一時保育

※月極め保育定員数に空きがある場合のみ利用可能

○一時保育登録料 5,000円

○一時保育の保育料

①基本保育時間の半分（5時間）以下の利用：1時間当たり800円

②基本保育時間（5時間を超えて10時間以内）の利用：1日当たり4,800円

○光熱水料 日額児童1人当たり100円

早朝料金・延長料金

利用予定時間外の利用（早朝料金または延長料金）、10時間を超えての利用（延長料金）：30分当たり400円

※早朝料金または延長料金については、10分を超えた時点で400円の料金が発生いたしますのでご注意ください。

(2) 食事・おやつ代

★昼食・午前おやつ・午後おやつを利用する場合は1日につき450円となります。

- ・昼食：1食350円
- ・夕食：1食350円
- ・午前おやつ：1食50円
- ・午後おやつ：1食50円

★毎月ご提出いただく「利用計画書」の利用時間に基づき、午前おやつ（9:30）、昼食（11:30）、午後おやつ（15:30）は、原則ご利用になるものとしてカウントいたします。ご利用にならない場合は、「利用計画変更届」をご提出ください。

(3) 教材費等

就学等前の準備の一環として、対象児童の保護者様におかれましては、保育教材について「ご家庭からご持参いただく」又は「ご購入」いずれかの方法にてご検討いただきます。

なお、これらは一例であり、毎年変動の可能性がありますのでご了承願います。

○教材費

平成29年度教材費一例

	こすもす (3歳児)	あじさい (4歳児)	ひまわり (5歳児)
粘土 ※1	349円	349円	349円
粘土板	486円	486円	486円
粘土ケース	258円	258円	258円
粘土ペラ	324円	324円	324円
はさみ	340円	340円	340円
のり	206円	206円	206円
クレヨン（パステル）	576円	576円	576円
道具箱	515円※2	515円※2	
合計・購入数	3,054円	3,054円	2,539円

- ※ 1・・・粘土は毎年新しい物と交換となりますので購入をお願い致します。
- ※ 2・・・3歳児及び4歳児について、道具箱のご購入を推奨しております。

○ 児童印・帽子

児童印	194円（税込）	※全員
たれつき帽子	850円（税込）	※年齢・希望に応じて
たれなし帽子	500円（税込）	

○布団乾燥 全員対象で月2回（1回400円×2回）の実施になります。

※その他、親子遠足等の行事についても別途代金を徴収することがございますのでご了承ください。また、集金の際は、必ず期日を守り、保育士・職員に手渡しでご提出ください。できるだけおつりのないようお願いいたします。

(4) 支払方法

- ① 料金はすべて後納です。
- ② 毎月27日前後に利用者指定の口座から引き落としになります。
- ③ 初回月は入所料も一緒にご請求いたします。
- ④ 前月分の保育料等すべての料金は、毎月概ね10日までに利用者へ明細書を配布し、ご指定の口座から引き落としとなります。

5 利用計画書の提出

月極め保育の利用者は「利用計画書」を毎月25日までに提出願います。

※保育士の確保の関係から、20日までに提出をお願いすることがございます。ご協力ください。特に年末年始である12月・1月・2月については、よろしくお願いたします。

(1) 利用計画書について

早朝・延長料金は、申請された基本利用時間（10時間）を基に計算されます。利用時間欄には、実際の登所・降所予定時間を30分単位でご記入ください。

(2) 利用時間を変更される場合は「利用変更届」のご提出をお願いします。

追加・変更・キャンセルは、利用予定日の2日前（※）の17時までにご連絡ください。これ以降のキャンセルの場合はご利用いただいたものとして、保育料を徴収いたします。（月極め保育の場合、月の利用日数に加算します。23日を超えた利用についてのキャンセルの場合は、1日4,800円を徴収いたします。）

急なご利用には、対応できないこともあります。

※追加の場合、保育士の配置の都合上、日曜日及び祝日を除く日数となります。

（例）急遽月曜日に利用する予定となった場合→前週金曜日までに保育所に連絡

※提出物等は必ず期日を守り、保育士・職員に手渡しでご提出ください。

6 食事・おやつ

- (1) 昼食・夕食・午前おやつ・午後おやつを提供します。

昼 食	11:30頃
お や つ	9:30頃
	15:30頃
夕 食	19:30頃

(注) 左記の時間については目安です。

- (2) 全ての食事・おやつは下記の外部業者からの配達により提供します。

弁当 つなぐ

〒305-0045 茨城県つくば市梅園 2-2-6 梅園コーポ 102号

- (3) 離乳食は離乳後期・完了期より提供いたします。

離乳中期までのお子様につきましてはレトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。

- (4) アレルギー食は離乳食後期から卵、乳製品、小麦について除去食を提供します。離乳食（初期・中期）のお子様でアレルギーがある場合には、レトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。

その他のアレルギー・慢性疾患・先天性疾患等で食事に制限のあるお子様につきましては、事前にお申し出いただき、対応が難しい場合にはお弁当またはレトルトをご持参ください。

- (5) 夕食は幼児食のみとなります。なお、アレルギーがあるお子様の夕食はご持参願います。また、夕食をご持参いただく場合には、衛生上お弁当ではなくレトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。

- (6) 食事・おやつは、前月に提出いただく利用計画書の利用日により準備いたします。追加・変更・キャンセルの場合は利用予定日の2日前の17時まで（※）に「ゆりのき保育所利用変更届」をご提出ください。これ以降のキャンセルの場合は、ご利用いただいたものとして料金を徴収いたします。

※5 利用計画書の提出(2)のとおりです。

- (7) 献立表は半月ごとに作成し、準備ができ次第、配布いたしますのでご家庭で参考にしてください。

※遠足の時などは お弁当の持参をお願いすることがあります。

- (8) 母乳については、搾乳後1週間以内で1日分の冷凍母乳のみお預かりします。使用しなかった母乳は降所時に返却し、返却した母乳の再預かりはいたしません。

- (9) 粉ミルクは「森永はぐくみ」を準備しますがアレルギーにより銘柄を指定される場合はご持参ください。アレルギー児以外の粉ミルク銘柄指定はできません。

- (10) レトルトをご持参いただく場合には、1日分ずつご持参をお願いします。

7 ならし保育について

(1) 平成 29 年 4 月入所予定者の 3 月中のならし保育について

年度末の時期に通常保育とならし保育を並行実施することは、昨今の保育士不足等から非常に困難となっているため、大変ご不便をおかけしますが、平成 29 年 4 月入所予定者の 3 月中のならし保育ご利用については、ご遠慮いただきたくご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 平成 29 年 4 月以降のならし保育について

①入所承諾日以後のならし保育

利用者の希望に応じて「ならし保育」としての短時間利用を行うことが可能です。ならし保育を実施した場合も、月極め保育料は満額をお支払いいただきます。

②入所承諾日以前のならし保育

希望する時期の 30 日前までに一時保育として登録・申込をしていただき、枠の空きがあれば、最大 3 日間ならし保育を実施することが可能です。

この場合、ならし保育と同じ月の途中から月極め保育の利用を開始する場合を除き、一時保育料金（一時保育登録料を除く）を別途お支払いいただくこととなります。

※なお、入所承諾を受けた入所予定者の「ならし保育」については、育児休業等保育に欠ける状況の有無にかかわらず受け入れを行います。

8 ご利用に当たって

(1) 連絡の必要な場合

- ①保育所を欠席・遅刻される場合は、**午前 8 時 00 分まで**にご連絡ください。
体調が悪い場合はお子様の状態（発熱・発疹・下痢等）もお知らせください。
- ②登降所の時間・送迎の人が変わる場合や、お届けの勤務先と違う場所に行く時は、必ず連絡先をお知らせください。
- ③勤務先・住所・共済組合員証等に変更があった場合もお知らせください。

(2) 登降所について

- ①送り迎えは原則として保護者の方とします。
送迎される方の顔写真（スナップ写真等）をあらかじめご提出ください。
保護者以外が迎えにいらっしゃる場合には事前にご連絡をお願いします。
- ②玄関は防犯上、オートロックにて常時施錠しています。
玄関脇のインターホンを押してください。
モニターで確認後、職員がお名前を伺いますのでお答えください。

○登所時

- 1) お子様の健康状態で気になることを保育者に伝えてください。
- 2) お子様を側から離さず、身支度はお子様と一緒にしてください。
- 3) 食べ物やおもちゃ・お金は持ってこないようにお願いします。
- 4) お子様をお預けになり玄関を出る時に【フェリカカード】を打刻してください。

○降所時

- 1) 必ず職員に声を掛けてください。
- 2) 事務所の掲示物やその他の連絡事項を必ず見てください。
- 3) お子様を連れて玄関を出られる時に【フェリカカード】を打刻してください。
玄関を出る時は、先にお子様だけを出さないようにしてください。
※フェリカカードの打刻は間違いを防ぐため、必ず保護者の方が行ってください。

9 年齢別持ち物表

持ち物についてはすべて名前を書いてください

※なお、週末には、布団・カバー・バスタオルのお持ち帰りをお願いします。

また、週初めには、布団にカバーの取り付けをお願いします。

品名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
パンツ			◎	3
肌着 (枚)	3	3	3	3
着替え 上下 (セット)	3	3	3	3
食事用エプロン	◎3	3	3	
よだれかけ	*	*		
ガーゼハンカチ	* 3~4			
口拭きタオル (離乳食開始から)	◎3	3	3	
ビニール袋	小	1箱	1箱	1箱
	持ち帰り用バック	1	1	1
コップ			◎1	1
歯ブラシ			◎1	1
紙おむつ	10	10	8	
おしり拭き	1	1	1	
バスタオル (午睡用)	1	1	1	1
散歩用靴	◎	1	1	1
敷き布団及び敷き布団カバー	1	1	1	1

*は 必要に応じてお持ちください

◎は 保育所からの指示があつてからお持ちください

10 ご家庭との連携

(1) 保育所からのお知らせ

①ゆりのき通信

行事案内・保育の様子・布団乾燥・別紙にて給食献立をお知らせします。

②身体測定結果

測定後、連絡帳の裏表紙に記入します。

(2) 連絡帳

①乳児クラス（0歳児）

乳児期は、食事や睡眠等の一日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育する事が重要です。連絡帳にはご家庭での様子をお書きください。

保育者は、保育所での生活状況を毎日記入します。

②幼児クラス（1～5歳児）

お子様の健康状態等を保育所に伝える際、ご記入ください。保育所や担当保育者からの伝達事項がある時もありますので、毎日確認してサインまたは押印をお願いします。

(3) その他のお知らせ

①保育参観は日程をお知らせしますが、ご希望がありましたらご相談ください。

②個人面談を実施します。

③保護者懇談会を実施します。

(4) ご意見・ご要望・苦情相談について

お気づきの点・改善してほしい事等ありましたら遠慮なくご相談ください。

(5) 緊急時の連絡方法

お子様の急な病気や怪我及び災害時に連絡します。

①入所申込書・児童票にご記入いただいた勤務先へ連絡します。

②子どもは、転んだり友達と喧嘩をしたりしながら成長していきます。

もし、お子様が怪我をした場合、状況を説明し筑波メディカルセンター病院（小児救急医療拠点病院）等で診察してもらいます。

③出張等で普段と違う連絡先になる場合は、お知らせください。

11 かかりつけ医について

保育所では、お子様の日常的によくある病気や健康相談・栄養相談などの場合にお住まいの地域で気軽に行けて色々と相談できるかかりつけの先生（開業医）をあらかじめ登録しておくことをお願いしております。

12 健康診断について

お子様の健康診断は入所時、及び年2回行うよう法令で定められています。

入所前の健診は、各自かかりつけ医等で受診してください（費用は保護者負担）。

入所後の定期検診は、医師の協力のもと行う予定です（費用は大学負担）。

13 日常の健康管理

(1) こんな時はお知らせください。いつ頃からの症状か、及び受診の有無についてもお知らせください。

- | | |
|--|--|
| ○朝起きていつもと違うとき
・食事を食べたがらない
・熱っぽい
・ゴロゴロしている
・吐いた
・下痢をしている | ○夜咳がひどい
○熱が出た
○受診した、薬を飲んでいる
○発疹がある
○家庭、近隣で感染症が発生している時
○予防注射を接種した時 |
|--|--|

(2) こんな時はお知らせします

- | |
|--|
| ○登園時には元気でも、37.5度以上の熱が出たとき
○下痢や嘔吐が続くとき
○怪我をしたとき
※症状によっては、お迎えをお願いする場合があります。(冬季や保育所内で感染性胃腸炎の発症がある時は、感染性胃腸炎と疑い、1回でも下痢・嘔吐があればお迎えをお願いします。) 保育所から連絡があった場合にはお子様に負担がかからないよう遅くとも2時間以内にお迎えをお願いします。 |
|--|

(3) こんな時はお休みください。(病児、病後児は受け入れていません。)

- | |
|---|
| ○37.5度以上の熱があるとき
○解熱剤を使用して8時間以上経過していない場合
○下痢、嘔吐が続いているとき
○感染症に罹患したとき・・・別表「感染症について」参照 |
|---|

体調不良児で、状態によっては次のような理由からお迎えをお願いする場合があります。

- ・お子様の体調がこれ以上悪くならないようにするため
- ・集団感染を防ぐため

(4) その他

- 身体の清潔に気を配りましょう。
- 薄着の習慣をつけましょう。
乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装や、ゆるゆるの靴は動きを妨げ、怪我の原因となります。
- 朝食を食べ、排便を済ませてから登所しましょう。
- 早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- 週に1度は爪切りをしましょう。

14 感染症について

感染症は、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、咳等の症状が出ることをいいます。学校保健法では、伝染性の病気に掛かったときは出席停止の指示をしなければならない事になっており、保育所においてもこれを準用しております。感染症が発生した時は、速やかに保護者の皆様に発生状況を知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めております。

※お子様が感染症に掛かった場合は、速やかに保育所にお知らせください。

保育所における感染症による休所の基準

意見書の提出を必要とする感染症（※）		
対象疾病	出席停止の期間の基準	休所のめやす期間
コレラ 細菌性赤痢 腸チフス	治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで	医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	意志の診断による
麻疹	解熱後3日を経過するまで	10日間位
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	10日間位
風疹	発疹が消失するまで	6日間位
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで	10日間位
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状消退後2日経過するまで	医師の診断による
結核	伝染のおそれなくなるまで	医師の診断による
髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれなくなるまで	医師の診断による
腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれなくなるまで	医師の診断による
流行性角結膜炎	伝染のおそれなくなるまで	医師の診断による
急性出血性結膜炎	伝染のおそれなくなるまで	医師の診断による
意見書の提出を必要としない感染症		
対象疾病	出席停止の期間の基準	休所のめやす期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過し、抗インフルエンザ薬を服用していない事	医師の診断による
溶連菌感染症	適切な抗菌薬投与開始後24時間を経て、全身状態が安定するまで	
ウイルス性肝炎	全身状態が安定するまで（無症候キャリアは登校可）	医師の診断による
手足口病	全身状態が安定するまで（登所後も手洗いなどの予防法を特に励行）	医師の診断による
伝染性紅班（リンゴ病）	全身状態が安定するまで	医師の診断による
ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで （登所後も手洗いなどの予防法を特に励行）	医師の診断による
マイコプラズマ感染症	急性症状が改善し、全身状態が安定するまで	医師の診断による
RSウイルス感染症	急性症状が改善し、全身状態が安定するまで	医師の診断による
流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス等）	下痢・嘔吐症状が回復し、24時間以上症状がなくなってから	医師の診断による

※「意見書」の用紙は保育所に用意してあります。

※「意見書」が必要でない感染症についても、感染のおそれがある場合には医師の「診断書」を提出していただくことがあります。

15 与薬について

(1)与薬は原則ご家庭でお願いいたします。

しかし、医師と相談の結果、指示によりやむを得ず保育時間中に与薬が必要な場合

に限り保護者に代わり与薬を行います。その際は、与薬指示書が必要です。慢性疾患の治療薬等、医師の判断で、治療上薬の使用を必要とする場合はご相談ください。

保育所に登所する子ども達は、ほとんどが集団生活に支障がない健康状態にあることが望ましいと考えます。与薬が必要な体調のお子様については、家庭保育が可能な日は原則家庭保育として、家庭でゆっくり療養するようにしてください。

(2) 薬の飲み方やかかりつけ医に相談しましょう

かぜ等で受診した際、保育所に通っていることを伝え、昼に薬を飲む必要があるか確認してください。1日2回の服用、または、1日3回でも「朝、帰宅後、寝る前」の服用ができないか確認し、可能であれば保育所での与薬が不要となるようご対応をお願いします。

(3) 薬を飲んでいることを保育所にお知らせください

薬の影響で眠くなるなどの症状が出ることがあります。服薬中は、お子様の状態の変化を注意してみていく必要があります。「何の薬を」、「何日分お出しさす」、「朝・夕で飲んでいる」など必ずお知らせください。

(4) 保育所に与薬を依頼する場合

保育所は集団生活の場であることから、事故防止の為、以下のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、保育所での与薬には与薬指示書が必要です。

○与薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方したもので、過去に内服し異常がなかったものに限ります。

**扱えない薬・・・初めて内服する薬、市販薬、座薬、吸入薬、解熱鎮痛剤
症状を判断して与薬しなければならない薬**

○与薬するお薬は、当日分（1回分）のみ、水薬も1回分に分けて持参してください。

○薬包、水薬の容器、すべてに必ず名前を記載してください。

○与薬指示書、薬剤情報提供書（ある場合のみ）、薬をジッパー付の袋に入れ、必ず職員に手渡ししてください。

○軟膏は、アトピー等の疾患で医師の指示により保育中もケアが必要なお子様の場合のみお預かりいたします。指示書は月初めに月単位で提出してください。

※以下のような場合は保育所で与薬ができません。

○与薬指示書がない場合、または、記載漏れがある場合

○服用を嫌がる場合、または、吐くなどして飲ませられない場合

・直接手渡しで預かっていない場合（かばんに入っていた、お手帳に挟んであった等）

16 予防接種に関するお願い

★ゆりのき保育所のご利用にあたっては、**原則として公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、お子様が接種可能な予防接種を全て受けることが条件となります。**予防接種スケジュールにつきましては、以下の参考URLをご覧ください。かかりつけ医とご相談の上で実施願います。

★お子様が接種可能である予防接種を接種されず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させてい

ただくこととなります。

日本小児科学会：http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/vaccine_schedule.pdf

乳幼児が集団で過ごす保育所において感染症は、またたく間に広がってしまいます。また、定期接種に導入されていない予防接種にも、おたふくかぜ等とても大切なワクチンがあります。予防接種をすることでお子さまが守られ、周りの子供達も守られます。結果、働く保護者の方も安心して勤務できる事につながりますので、ご協力をお願いいたします。

予防接種を行った時には（体調の変化に留意していきますので）お知らせください。

17 予防接種後の登所について

- 予防接種後は、原則自宅安静をお願いします。
- やむを得ない場合には、接種後1時間安静にし、異常がない時は登所可能ですが、保育所は集団生活の場であり、個別に安静を守らせることは難しいことをご理解の上お預け願います。
- ※初めてインフルエンザを接種する場合、他の予防接種では問題がなくても副反応が出る可能性があります。できる限りご家庭で様子を見て頂くようお願いいたします。

18 防災と安全管理

- (1) 災害に備えてのページをよくお読みください。
- (2) いざという場合のお迎えや避難方法について、ご家族で話し合っておいてください。
- (3) 安全管理に関するパトロール等は、学内の警備会社に委託しています。
- (4) 散歩の時には職員が防犯ブザーを携帯しています。

19 補償制度

お子様の怪我等には十分注意して保育にあたりますが、万が一、怪我や設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクアカデミー株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。

なお、持病扱いのもの等、保険対象外となる場合もございます。

補償保険		傷害保険
<賠償責任保険>		<傷害保険>
【施設・生産物】	【受託物】	死亡・後遺障害/100万円
対人/1事故/10億円	対物/1事故/10億円	入院/日額/1,500円
対物/1事故/10億円		通院/日額/1,000円

20 災害に備えて

- (1) ゆりのき保育所の一時避難場所は保育所南側園庭です。
広域避難場所へ移動する際は吾妻中学校体育館です。

(2) 警戒宣言が発令された場合

① 閉所時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉所となりますので、登所しないでください。② 開所時に警戒宣言が発令された場合

- ・できるだけ早くお迎えをお願いします。
- ・電話回線の混雑が予想されますので、保育所からの電話連絡はできません。

(3) 大地震が発生した場合

① 地震発生時

- ・お子様を保育所内の安全な場所に避難させます。
- ・負傷したお子様については応急処置を行い、怪我の状況により医療機関に運びます。

② 地震発生後

- ・乳幼児を大勢連れ出すことは危険な為、できるだけ所内に留まります。
- ・所内に留まることが危険と判断した場合には、指定した一時避難場所又は広域避難（吾妻中学校体育館）へ避難します。

※保育所の玄関に避難場所を掲示しておきます。

- 1) お子様の引き渡しは、名簿を確認して行います。無断で連れ帰らないでください。
- 2) 引き渡しの際は混乱を避ける為、身分証明書の掲示をお願いすることもあります。

(4) 災害用伝言ダイヤルの活用

引き渡し場所を明確にする為、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅及び保育所の電話番号でメッセージをご確認ください。

- ① 保育所から避難所に避難した時は、保育所の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子様を医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

(5) 災害用伝言ダイヤルの使用方法（伝言の再生方法）

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。
録音	録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、証番号を利用する再生は4をダイヤルしてください。 被災地の方はご自宅の電話番号、又は被災地以外の方は被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。 029-855-7120
再生開始	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は8の後#を、次の伝言に移る時は、数字の9#を押してください。

○災害用伝言ダイヤル（伝言の例）

① 保育園に残した伝言

「〇〇（避難場所）へ避難しましたので、お迎えをお願いします。」

② 自宅の電話番号に残した伝言

「△△君は□□（病院名）へ搬送されましたので、病院に直行してください。」

※災害用伝言ダイヤルは公衆電話及び一般電話からお掛けください。

※携帯電話は一部対応していない機種もあります。

学内連絡先

保育所に関するお問い合わせ等は下記までご相談ください。

総務部組織・職員課（労務担当）

TEL 029-853-2125（内線 2125）

E-mail: shokuin-roumu@un.tsukuba.ac.jp

（保育所周辺の略図）

